

宝塚市告示第170号

宝塚市立男女共同参画センターの指定管理者の指定について

宝塚市立男女共同参画センター条例（以下「条例」という。）第19条第3項の規定により宝塚市立男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、条例第21条の規定により告示します。

令和8年（2026年）10月9日

宝塚市長 森 臨太郎

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 宝塚市立男女共同参画センター
- (2) 所在地 宝塚市栄町2丁目1番2号 ソリオ2 4階

2 指定管理者

- (1) 団体所在地 宝塚市中野町4番11号
- (2) 団体名称 特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- (3) 団体代表者氏名 理事長 田上 時子

3 指定の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで

4 業務の範囲及び管理の基準

指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準については、条例第20条に定めるもののほか、詳細については、協議の上、宝塚市立男女共同参画センター条例施行規則第5条の規定に基づき締結する協定書に定めるものとします。